

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成26年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 低濃度PCB汚染物等の処分業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年1月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 非金属系汚染物 1ドラム当たり136,500円
 - (2) ウェス 1ドラム当たり136,500円
 - (3) ウェス 20リットル容器当たり12,600円
 - (4) 金属系汚染物 1ドラム当たり136,500円
 - (5) 金属系汚染物 1ドラム当たり52,500円
 - (6) 金属系汚染物 20リットル容器当たり12,600円
 - (7) 汚泥 1ドラム当たり420,000円
 - (8) 汚泥 1ドラム当たり315,000円
 - (9) 微量PCB汚染絶縁油 1ドラム当たり105,000円
 - (10) PCBを含む油 1缶当たり12,600円
 - (11) その他汚染物 1ドラム当たり189,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当